

第3期大阪府食の安全安心推進計画 の取組評価について

令和4年8月

第3期大阪府食の安全安心推進計画の取組評価の概要

1 第3期計画の概要

〈計画期間〉 5年間（平成30年度～令和4年度）

〈目指すべき姿（スローガン）〉

『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心』

〈重点課題〉

- 新たな制度に基づく表示の適正化の推進
- 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進

〈施策の体系〉

4つの施策の柱、13の基本施策に、57の個別の取組事業を展開
重点課題に対応するため、2つの基本施策を重点施策として設定

施策の柱(4)

基本施策(13)

個別の取組事業
(57の個別事業)

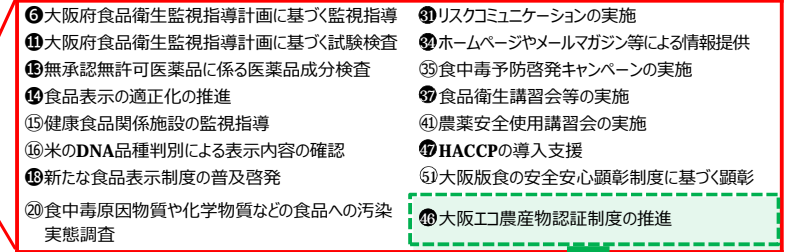
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	(1) 監視指導	7事業
	(2) 食品等の試験検査	6事業
	(3) 新たな制度に基づく表示の適正化の推進 重点	5事業
2 健康被害の未然防止や拡大防止	(1) 情報の収集及び調査研究	4事業
	(2) 自主回収報告制度	1事業
	(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	7事業
	(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	1事業
3 情報の提供の充実	(1) リスクコミュニケーションの促進	3事業
	(2) 正確で分かりやすい情報の提供	4事業
	(3) 学べる機会の提供	4事業
4 事業者の自主的な取組の促進	(1) 生産段階における支援	9事業
	(2) 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進 重点	4事業
	(3) 顕彰の実施	2事業

2 第3期計画の取組評価

〈個別事業(57事業)の取組評価結果〉

評価区分	評価内容	個別事業
A	計画どおり	33
B	概ね計画どおり	7
C	計画どおりでない	16
N	評価対象外	1
合計		57

※黒丸数字(●など)は、数値目標の設定のある事業



※コロナ禍の影響：人が多く集まる事業の見合わせなど

コロナ禍の影響はあったものの、
コロナ禍以前のR1年度の事業の進捗状況は
概ね計画どおりの取組が出来ていた14事業

コロナ禍の影響だけでなく、コロナ禍以前から
計画どおりの取組が出来ていなかった1事業
⑦ 食品衛生講習会等の開催
(開催要望の減少などによる) **取組方法等の改善が必要**

⑮を除く15事業について
コロナ禍前の取組状況を分析

達成状況	R1年度実績
計画どおり 又は 概ね計画 どおり	● ⑥ ⑪ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗
計画どおり でない	● ⑦

「コロナ禍以外の外的要因の影響があった1事業」
台風被害の影響による認証面積の減少

○ 基本施策別の個別事業の評価結果一覧

施策の柱 / 基本施策	個別事業評価				施策の柱 / 基本施策	個別事業評価			
	A	B	C	N		A	B	C	N
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保					3 情報の提供の充実				
(1) 監視指導	6	1			(1) リスクコミュニケーションの促進	2	1		
(2) 食品等の試験検査	4	2			(2) 正確で分かりやすい情報の提供		2	2	
(3) 新たな制度に基づく表示の適正化の推進		4	1		(3) 学べる機会の提供	1	2	1	
2 健康被害の未然防止や拡大防止					4 事業者の自主的な取組の促進				
(1) 情報の収集及び調査研究	3	1			(1) 生産段階における支援	5	2	2	
(2) 自主回収報告制度	1				(2) 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進	2	1	1	
(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	7				(3) 顕彰の実施	1		1	
(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	1				合計	33	7	16	1

3 評価結果を踏まえた総括・今後の方向性

- 平成30年度～令和3年度までの4年間について57の個別事業の取組評価を行った結果、33事業(58%)が「計画どおり(A評価)」、7事業(12%)が「概ね計画どおり(B評価)」、16事業(28%)が「計画どおりでない(C評価)」であった。なお、1事業は事業の見直しがあったため評価対象外とした。
- C評価の15事業(台風被害による影響が要因の1事業を除く。)のコロナ禍前の取組状況については、計画どおり又は概ね計画どおりに取組が出来ていたのは14事業、計画どおりに取組が出来ていなかったのは1事業(⑦)であった。
- 第3期計画では、コロナ禍前の取組状況も鑑みると総合的には概ね計画どおり取組が行えたと評価できるが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、コロナ対応への健康医療部内での体制確保や感染拡大の防止に配慮した事業の縮小などの影響を受け、一部計画どおり取り組めなかった事業も発生したことから、第4期計画ではこれまでの施策の方向性を維持しつつ、社会情勢の変化等を踏まえながら、コロナ禍での事業の実施方法等の見直しも図り、継続して取組を推進していくことが必要。

◎数値目標の設定のある事業の実施状況一覧

府の取組	目標指標	基準値 (2016年度)	2018年度	2019年度	2019年度 評価	2020年度	2021年度	2021年度 評価	2022年度 最終目標
			実績 / (目標)	実績 / (目標)		実績 / (目標)	実績 / (目標)		
成果の測定 「あなたは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか？」というアンケートを実施	食の安全性に不安を感じる府民の割合（「安全、安心だと思わない」と答えた府民の割合）	21.5%	19.1%	16.8%	—	—	18.1%	—	15%以下
施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保									
②畜産物の安全対策 伝染性疾病のまん延防止のための衛生対策や飼料添加物等の適正使用等について、畜産農家に巡回指導を実施	畜産農家に対する監視指導（監視施設数）	全施設	全施設 (全施設)	全施設 (全施設)	達成	全施設 (全施設)	全施設 (全施設)	達成	全施設
⑤養殖生産安全対策 養殖魚類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導監視を実施	養殖場に対する監視指導（監視施設数）	24施設	23施設(全施設) (24施設(全施設))	27施設(全施設) (23施設(全施設))	達成	27施設(全施設) (27施設(全施設))	21施設(全施設) (21施設(全施設))	達成 対象施設数の減少に伴い目標修正。	21施設
⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 大阪府食品衛生監視指導計画を策定し、計画に基づく営業施設の監視指導を実施	食品関係営業施設の監視指導（監視施設目標数の達成率）	105.4%	96% (100%以上)	99% (100%以上)	概ね達成	84% (100%以上)	77% (100%以上)	未達成 コロナ禍で事業を一部縮小したことで監視施設数が減少。	100%以上
⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 監視指導計画に基づき、府内で製造された食品や流通している食品の検査を行い、違反食品や不良食品を排除	流通食品の試験検査（検査実施予定数の達成率）	93.8%	90% (100%以上)	98% (100%以上)	概ね達成	29% (100%以上)	55% (100%以上)	未達成 コロナ禍で事業を一部縮小したことで検査数が減少。	100%以上
⑬無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査 医薬品成分の含有の有無を調べるため、健康食品の買上検査を実施	無承認無許可医薬品の排除（いわゆる健康食品の買上検査件数）	15検体	20検体 (20検体)	20検体 (20検体)	達成	0検体 (20検体)	14検体 (20検体)	未達成 コロナ禍で事業を中止、一部縮小して実施したため、目標達成に至らず。	20検体
⑭食品表示の適正化の推進 食品表示法に基づく表示の適正化の推進に向け、食品表示指導員が生鮮食品の原産地表示等について店舗の監視指導を実施	巡回点検店舗における表示状況（概ね正しく表示されている店舗割合）	90.3%	86% (88%)	87% (88%)	概ね達成	88% (88%)	83% (88%)	未達成 コロナ禍の影響を踏まえた事業の見直しにより、巡回点検の一時休止、巡回店舗の優先順位の変更などの対応をとったため、目標達成に至らず。	90%
⑰食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進 食品表示ウォッチャー兼推進員制度を設け、食品の表示状況をモニタリングし府に報告する食品表示ウォッチャーの活動を推進	食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進（府内市区町村の配置率）	80.6%	86% (82%)	82% (86%)	未達成	— (86%)	—	コロナ禍の影響を踏まえた事業休止。	—
⑱新たな食品表示制度の普及啓発 食品関係団体が主催する食品表示学習会への講師派遣や、事業者からの表示相談対応等、事業者の適正表示に関する取組を支援	新たな食品表示制度の普及啓発（食品表示学習会の開催数と理解度）	17回・—	24回・92% (20回・90%)	22回・96% (24回・95%)	概ね達成	2回・— (24回・95%)	6回・91% (24回・95%)	未達成 コロナ禍の影響を踏まえた事業の見直しにより、回数、規模を大幅に縮小して実施したため、目標達成には至らず。	10回・95% ※コロナ禍を踏まえ、目標修正

府の取組	目標指標	基準値 (2016年度)	2018年度	2019年度	2019年度 評価	2020年度	2021年度	2021年度 評価	2022年度 最終目標
			実績 / (目標)	実績 / (目標)		実績 / (目標)	実績 / (目標)		
施策の柱3 情報の提供の充実									
⑬リスクコミュニケーションの実施 行政や食品事業者、消費者などの関係者が食品のリスクについて情報共有、意見交換を行い、相互理解を深めるためのリスクコミュニケーションを実施	リスクコミュニケーションの実施（シンポジウム等の実施回数と理解度）	10回・77.4%	10回・97.3% / (10回・90%)	12回・96% / (10回・90%)	達成	5回・94% / (10回・90%)	3回・92% / (10回・90%)	未達成 コロナ禍で事業縮小。引き続き、府民の関心の高い内容や開催方法を検討し、啓発に努める。	10回・90%
⑭ホームページやメールマガジン等による情報提供 食の安全安心に関する幅広い情報を府民や食品関連事業者に提供。メールマガジン等により、正確で分かりやすい情報等を府民のニーズに合わせて適時発信	大阪府食の安全安心メールマガジンによる情報提供（登録者数）	6,924名	8,251名 / (8,500名)	8,628名 / (8,800名)	概ね達成	8,732名 / (9,200名)	8,818名 / (10,000名)	未達成 コロナ禍で各種イベントが中止となり、メルマガの周知機会が減少したことが影響。消費者の登録数が微増であり、消費者向けの新たな周知の場を開拓、Twitter等新しい媒体を利用した幅広い周知方法を図る。	12,000名
⑮ホームページやメールマガジン等による情報提供 広報誌などの紙媒体を活用した食の安全安心に関する情報提供	紙媒体を活用した情報提供（広報誌・広告等への掲載回数と部数）	55回・50万部	81回・154万部 / (57回・52万部)	74回・113万部 / (66回・60万部)	達成	57回・84万部 / (66回・60万部)	73回・154万部 / (66回・60万部)	達成	66回・60万部
⑯食品衛生講習会等の実施 家庭における食中毒予防や食品表示等に関する正しい知識を普及するため、府民に対して講習会を実施	食品衛生講習会等の開催（府民の参加者数）	3,614名	2,580名 / (3,700名)	2,226名 / (3,700名)	未達成	300名 / (3,700名)	531名 / (4,000名)	未達成 コロナ禍で事業縮小、引き続き、府民の関心の高い内容や開催方法を検討し、啓発に努める。	4,000名
施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進									
⑰大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催 農業使用の指導的立場にある大阪府農業管理指導士の育成・研修を開催	農業管理指導士の育成（農業管理指導士認定者数）	1,091名	1,171名 / (1,000名以上)	1,144名 / (1,000名以上)	達成	1,170名 / (1,000名以上)	1,240名 / (1,000名以上)	達成	1,000名以上
⑱大阪工口農産物認証制度の推進 大阪工口農産物認証制度を設け、農業と化学肥料の使用量が、府内の標準的な使用量の半分以下になるように府が設定した基準以下で栽培された農産物を、市町村・JA等と連携して府が認証	大阪工口農産物認証制度の推進（認証面積）	556ha	529ha / (563ha)	517ha / (569ha)	未達成	517ha / (561ha)	523ha / (576ha)	未達成 平成30年度の台風による施設被害で減少し、回復していない。	576ha
⑲HACCPの導入支援 HACCPの普及を図るため、全ての食品事業者で導入、運用できるよう助言や指導を実施	HACCPセミナー等の開催（参加者数）	660名	1,700名 / (1,500名)	2,100名 / (2,000名)	達成	900名 / (2,700名)	2,700名 / (3,300名)	未達成 コロナ禍で事業を一部縮小したことによりセミナー開催数が減少。	3,500名 ※コロナ禍を踏まえ目標修正
⑳大阪版食の安全安心認証制度の推進 食品関連事業者による自主的な衛生管理やコンプライアンス・危機管理の積極的な取組を府が指定する第三者機関が評価し、一定水準以上であると認められる施設を認証	大阪版食の安全安心認証制度の推進（認証施設数）	195施設	238施設 / (240施設)	343施設 / (280施設)	達成	420施設 / (340施設)	537施設 / (400施設)	達成	600施設 ※目標達成したため最終目標を修正

【16項目】
 達成：5 未達成：10 対象外：1

施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

個別評価シート 1 (1)

基本施策	(1) 監視指導					
施策のポイント	食品関連事業者による食品の安全性確保の取組を確実なものとするため、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行う。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	①大阪府内産農産物の安全安心確保	府で行う残留農薬分析やJA等が自主的に実施している残留農薬分析において、基準値を超過するなど、食品衛生法違反の疑いがあるものについて、立入検査を実施。			A	
	②畜産物の安全対策	府内の畜産農家の全施設に対し、伝染性疾病の発生及びまん延防止のための衛生対策、飼料・飼料添加物・動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤の慎重使用について、巡回指導を実施。			A	数値目標：達成
	③家畜におけるO157等動物由来感染症の病原体保有状況調査	畜産農場の牛等におけるO157保有状況調査及び衛生対策指導を実施。			A	
	④鳥インフルエンザのサーベイランス	家きん農場において、ウイルス検査、抗体検査を実施し、全て陰性を確認。			A	
	⑤養殖生産安全対策	養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対して魚類防疫に関する講習会や巡回指導・監視を実施。			A	数値目標：達成
	⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	保健所等の食品衛生監視員が、重点的に監視を行う施設への監視指導を実施。コロナ禍の影響により営業形態が増えたテイクアウト・デリバリー施設の特別監視、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係施設に対する特別監視を実施。			C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 数値目標：未達成
	⑦と畜場・大規模食鳥処理場における食肉等の安全確保	食肉衛生検査所及び食鳥検査センターにおいて1頭(羽)毎に検査を実施し、食用不適な牛肉や鶏肉を排除。と畜場及び食鳥処理場の衛生管理の向上にかかる指導を実施。			A	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	②畜産農家に対する監視指導(監視施設数)	全施設	全施設/全施設	達成	全施設	
	⑤養殖場に対する監視指導(監視施設数)	24施設 (全施設)	21施設/21施設 (全施設)/(全施設)	達成	21施設 (全施設)	
	⑥食品関係営業施設の監視指導(監視施設目標数の達成率)	105.4%	77%/100%以上	未達成※	100%以上	※コロナ禍前は概ね達成 (R1年度実績：99%)
施策の取組評価 今後の方向性	製造流通段階での食品関係施設の監視指導は、コロナ禍での保健所業務の逼迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおりに取組が進んでいないが、その他、農畜水産の生産段階での関係施設等への監視指導等は計画どおりに取り組み、生産から消費に至る一貫した監視、指導等が概ね実施できている。今後も、引き続き関係法令に基づく監視、指導等を実施していく。					

基本施策	(2) 食品等の試験検査					
施策のポイント	食の安全性が確保されているかを確かめるために、生産から消費に至るまでの各段階で、必要に応じ試験検査を行う。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容	自己評価 (※)	備考		
	⑧大阪府内産農産物の安全安心確保	大阪エコ農産物、直売所に出荷されている農産物について、残留農薬分析を実施。農薬の使用履歴を確認し、農薬使用状況を調査。	A			
	⑨貝毒の監視	定期的に貝毒原因プランクトン調査を実施。2018年～2020年及び2022年に規定値を超えるプランクトンが発生し、規制値を超える貝毒が検出されたことから、漁業者に対し出荷自主規制を指導。保健所が流通状況調査及び自主回収の指導を実施。	A			
	⑩養殖生産安全対策	養殖魚に対する水産用医薬品の適正使用についての指導及び残留医薬品の検査を実施。	A			
	⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査	大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、府内で製造された食品及び輸入食品を含む府内に流通する食品等を対象として、残留農薬、添加物、微生物、アレルギー物質、放射性物質などの試験検査を実施。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 数値目標：未達成		
	⑫農畜水産物の生産過程における安全性の確保	流通食品の検査で農薬取締法違反が疑われる農産物を発見した際には、生産者を管轄する関連部局と情報を共有し、農薬不適正使用に対して迅速かつ的確に対応。	A			
	⑬無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査	健康食品による健康被害の未然防止及び拡大防止のため、医薬品成分の含有が疑われる健康食品の買上検査を行い、医薬品成分が検出された場合は、製品名を公表し、注意喚起。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で事業中止等の影響があった。 数値目標：未達成		
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績／目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	⑭流通食品の試験検査（検査実施予定の達成率）	93.8%	55%／100%以上	未達成※	100%以上	※コロナ禍前は概ね達成 (R1年度実績：98%)
	⑮無承認無許可医薬品の排除（健康食品の買上検査件数）	15検体	14検体／20検体	未達成※	20検体	※コロナ禍前は目標達成 (R1年度実績：20検体)
施策の取組評価 今後の方向性	府内流通食品等の試験検査は、コロナ禍での保健所業務のひっ迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおり取組が進んでいないが、その他、府内生産物の検査等は計画どおりに取り組み、生産から消費に至る各段階における必要な試験検査は概ね実施できている。今後も、引き続き必要な検査を実施し適切な措置を講じるなど、対応していく。					

施策の柱

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

個別評価シート 1 (3)

基本施策

(3) 新たな制度に基づく表示の適正化の推進【重点施策】

施策のポイント

不適正な食品等の表示が行われないう、法令に基づき、関係部局と連携して監視や指導を行う。食品表示法の施行に伴う新たな表示制度の周知、適正表示のための事業者の取組支援を行う。

事業名	主な取組内容	自己評価 (※)	備考
⑭食品表示の適正化の推進	食品表示法に基づき、保健所等の食品衛生監視員が製造者、販売店等に対し監視指導を実施。食品表示指導員による巡回点検にて、府内の食品販売店における生鮮食品の原産地表示を確認し、指導を実施。その他、担当部局により、健康増進法、景品表示法等に基づき、不適切な表示の改善指導等を実施。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 数値目標：未達成
⑮健康食品関係施設への監視指導	健康食品による健康被害を防止し、表示の適正化を図るため、関係課が連携して、健康食品の製造施設・販売施設への監視指導を実施。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施
⑯米のDNA品種判別検査による表示内容の確認	量販店等で販売されている米穀を対象としてCDNA分析による品種判別を実施。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施
⑰食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進	府が委嘱した食品表示ウォッチャー兼推進員による府内の食品販売店の表示状況のモニタリング及び報告を活用し、販売店における表示状況の情報収集に努め、適正表示の改善に繋げた。令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ事業休止。	N	本事業は終了し、本事業を土台として令和4年度から食品表示に関する新たな消費者教育事業を開始
⑱新たな食品表示制度の普及啓発	食品関連事業者に対し、府主催の食品表示研修会に加え、食品関連団体主催の学習会への講師派遣、個別の表示相談対応などにより、食品表示法に基づく適正表示の支援を実施。消費者に対し、楽しく食品表示を学べる啓発資料を府ホームページにて紹介し、食品表示への理解促進に努めた。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 数値目標：未達成

(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可

目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
⑭巡回点検店舗における表示状況（生鮮食品の表示が概ね正しい店舗割合）	90.3%	83%/88% ^{※1}	未達成 ^{※2}	90% ^{※1}	※1 巡回店舗台帳の見直しを踏まえた目標設定 ※2 コロナ禍では不備店舗を重点的に巡回したため実績低下 ※2 コロナ禍前は概ね達成 (R1年度実績：87%)
⑰食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進（府内市区町村の配置率）	80.6%	-	(事業休止)	-	令和元年度実績：82%
⑱食品表示制度の普及啓発（表示学習会の開催数と理解度）	17回・-	6回・91%/ 24回・95%	未達成 ^{※2}	10回・95% [※]	コロナ禍前は概ね達成 (R1年度実績：22回・96%) ※ コロナ禍を踏まえ、R4年度目標を修正

施策の取組評価
今後の方向性

食品表示指導員による巡回点検では、コロナ禍により巡回点検の一時休止、巡回店舗の優先順位の変更などの対応をとったため、令和3年度は目標達成に至っていない。また、新たな食品表示制度の普及啓発では、事業者支援として表示学習会の開催及び食品関連団体主催の学習会への講師派遣を行っているが、令和2年度以降はコロナ禍により講師派遣依頼が減少した。一方、消費者に対しては楽しく学べる啓発資料を作成・紹介し、食品表示への理解促進に努めている。令和2年度以降、コロナ禍で休止・縮小せざるを得ない事業が多数あったが、令和4年度から開始した食品表示に関する新たな消費者教育事業を含め、今後も継続して食品表示の適正化及び表示制度の普及啓発に努める。

基本施策	(1) 情報の収集及び調査研究					
施策のポイント	食品の安全に関する様々な情報の収集及び分析や先行調査、試験研究を推進する。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	㊸食品に関する相談の受付	府民から食品に関する相談が受理された場合は迅速かつ的確に対応し、健康被害の未然防止や拡大防止に努めた。			A	
	㊹食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査	市場流通食品の買い上げ及び収去により、食品中のノロウイルスや、魚介類中の環境汚染物質など、規格の定められていない有害物質等の試験検査を行った。			C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施
	㊺食品監視指導のための調査研究	発生した事例の再現試験や衛生管理向上に資する検査など、食の安全確保のための調査研究を、適宜、大阪健康安全基盤研究所等の研究機関と連携し実施。 調査研究の成果は、監視指導の一助となるよう食品衛生監視員間で情報共有を行い、事業者に対する指導や啓発に活用。			A	
	㊻食の安全に関する研究の推進	食品を対象とする理化学的な行政検査に使用する分析法について、精度および迅速性の向上を目指した開発および改良を実施。食中毒病因物質の病原性の発生機序や、食中毒診断に有用な検査法の開発や改良にも取り組んだ。			A	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	なし					
施策の取組評価 今後の方向性	食品の汚染実態調査は、コロナ禍での保健所業務のひっ迫や感染拡大防止への配慮による影響を受け、計画どおりに取組が進んでいないが、その他、相談受付や研究等は計画どおりに取り組み、情報収集や調査研究等は概ね実施できている。 今後も、引き続き食品に関する相談への対応や調査研究に取り組んでいく。					

基本施策	(2) 自主回収報告制度					
施策のポイント	条例に基づく自主回収報告制度により、自主回収の円滑化を図り、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝える。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	②自主回収報告制度	事業者から自主回収の着手及び終了の報告を受け、回収情報を大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンで府民へ発信。 事業者が行う回収の措置が適切でない場合には、回収方法等について必要な指導を実施。			A	令和3年6月から食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収報告制度が開始。
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績／目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	なし					
施策の取組評価 今後の方向性	事業者への指導により自主回収の円滑化を図るなど、自主回収報告制度については、計画どおりに取組を実施している。 引き続き、事業者への適切な指導や自主回収情報の府民への周知に取り組む。					

基本施策	(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保					
施策のポイント	食品による重大事故を未然に防ぐ。また、健康被害が発生した場合、迅速かつ適切に対処する。このため、緊急時に迅速な対応ができるよう、平常時から部局間や関係機関等との連携・協力体制を確保する。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容	自己評価 (※)	備考		
	㉓食中毒発生時の調査体制の整備	保健所はマニュアル等に則り、事案の探知後速やかに情報収集、関係機関への情報提供を行うとともに、綿密な調査、的確な措置・指導、原因究明を行い、被害の拡大防止を図った。	A			
	㉔災害発生時の体制の整備	「大阪府災害時食品衛生監視活動マニュアル」に基づき、災害時において適切な対応を取れるよう連絡体制を整備。	A			
	㉕健康食品等による健康被害相談への適切な対応	健康被害相談に迅速に対応し、被害拡大防止に努めた。	A			
	㉖貝毒発生時の体制の整備	2018年～2020年及び2022年に、規定値を超える有害プランクトンが発生し、規制値を超える貝毒が検出された際、大阪府赤潮・貝毒原因プランクトン対策マニュアルに基づいて対応。	A			
	㉗BSE発生時の体制の整備	府域でのBSE発生はなかったが、発生時の連絡体制の見直し等を実施。	A			
	㉘鳥インフルエンザ発生時の体制の整備	令和2年度に他府県で発生した鳥インフルエンザを起因として、疫学関連農場に指定された府内農場に対して、マニュアルに基づき適切に防疫措置を実施。府内での発生時に備え、関係機関と連携して防疫演習を実施するなどの体制強化を図った。	A			
	㉙大阪府食の安全安心推進委員会の開催	2018年度～2021年度において、委員会の開催が必要な事例の発生はなかったが、毎年度、委員会幹事会担当者会議を開催し、各部局での食の安全安心に関する取組状況の情報共有を図った。	A			
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績／目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	なし					
施策の取組評価 今後の方向性	マニュアル等の整備や貝毒発生時の対応、食中毒事案の原因究明、被害拡大措置などにより、事故の未然防止や発生時の対処、関係機関の連携については、計画どおりに取組を実施している。 引き続き、事案発生時の迅速な対応や、対応体制の維持に取り組んでいく。					

基本施策	(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表					
施策のポイント	食品が原因と疑われる重大な健康被害に対して、食品による蓋然性が高く、かつ健康被害が拡大するおそれのある場合、必要に応じて専門家の助言を得て、積極的に情報を公表する。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	㊸健康被害の拡大防止のための情報の公表	該当する事案の発生はなかった。 該当事案の発生に備えて、大阪府食品健康被害防止審議会を開催し、事例検証を行うとともに、随時、審議会委員と情報共有を行った。			A	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	なし					
施策の取組評価 今後の方向性	該当する事案の発生はなかったが、該当事案の発生に備えるなど、計画どおりに取組を実施している。 引き続き、該当事案の発生に備えた体制を確保していく。					

基本施策	(1) リスクコミュニケーションの促進					
施策のポイント	行政、事業者、府民がそれぞれ情報を共有し、意見交換を行う機会を提供する。また、府民や事業者等の意見を府の施策に積極的に反映する。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	①リスクコミュニケーションの実施	食品安全委員会や府内自治体、事業者と連携し、広く府民を対象とした「食の安全・安心シンポジウム」を実施。栄養教諭等の学校教育関係者等を対象とした食品のリスクや食中毒に関する理解を深めるための「意見交換会」や、企業と連携した体験学習会の開催などのリスクコミュニケーションを実施。			C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 数値目標：未達成
	②大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集	毎年度、監視指導計画（案）を取りまとめた上で広く意見募集を行い、提出された意見を考慮して監視指導計画を策定。			A	
	③府民ニーズの把握	インターネットを活用した「おおさかQネット」や、消費者や事業者向けイベントでの調査などを活用することにより、府民ニーズの把握に努めた。			A	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績／目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	①リスクコミュニケーションの実施（シンポジウム等の実施回数と理解度）	10回・77.4%	3回・92%／10回・90%	未達成※	10回・90%	※コロナ禍前は達成 (R1年度実績:12回・96%)
施策の取組評価 今後の方向性	リスクコミュニケーションの実施では、実施回数と理解度の数値目標を設定して取組を進め、コロナ禍前の令和元年度までは計画以上の実績で推移していたが、コロナ禍で集合形式の開催を見合わせた影響で、令和2年度及び3年度では実績が目標を下回る結果となっている。一方、その他、府民や事業者等からの意見等を聴く機会として意見募集やアンケート調査などに計画どおり取組を実施している。引き続き、リスクコミュニケーションの実施にあたっては、府民ニーズ等を適切に把握してテーマを選定し、オンライン開催などの効率的・効果的な開催方法を検討しながら、計画的な実施に努めていく。					

基本施策	(2) 正確で分かりやすい情報の提供					
施策のポイント	食の安全に関する有益な情報の収集や整理、分析等を行い、府の情報も含めた幅広い情報を府民や食品関連事業者に分かりやすく提供する。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容	自己評価 (※)	備考		
	④ホームページやメールマガジン等による 情報提供	大阪府ホームページやメールマガジン、ツイッター等も活用し、緊急情報や自主回収情報など、食の安全安心に関するタイムリーな情報や食品関連事業者の自主的な取組に関する情報等を発信。	C	数値目標の達成状況は、下記のとおり		
	⑤食中毒予防啓発キャンペーンの実施	細菌性食中毒が発生しやすい夏場や、ノロウイルス食中毒が多発する冬場に、関係団体と連携して食中毒予防啓発キャンペーンの開催による啓発を実施。	C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で一部事業を縮小して実施 コロナ禍前は計画どおり実施		
	⑥行政、企業等の主催するイベントでの 情報発信	府民や食品関連事業者が参加するイベントへ参画し、イベント対象者に応じて内容を工夫し、食の安全安心に関する正しい情報をわかりやすく提供。	B			
	◎食の安全に関する情報発信	(地独) 大阪健康安全基盤研究所の発行する情報誌やメールマガジン、ホームページ及び府民を対象とした公開セミナーやイベントの開催などを通じて、府民に食に関する情報を積極的に分かりやすく提供。公衆衛生関係者等を対象に見学を受け入れ、食の安全に関わる専門的な情報の提供を実施。	B			
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	④大阪府食の安全安心メールマガジンによる情報提供（登録者数）	6,924名	8,818名/10,000名	未達成※	12,000名	※消費者の登録数の伸び悩みやコロナ禍での周知機会(イベントなど)の減少などによる ※コロナ禍前は概ね達成 (R1年度:8,628名/8,800名)
	④紙媒体を活用した情報提供（広報誌・広告等への掲載回数と部数）	55回・50万部	73回・154万部/ 66回・60万部	達成	66回・60万部	
施策の取組評価 今後の方向性	食の安全安心メールマガジンは消費者の登録者数の伸び悩みやコロナ禍での周知機会の減少などにより、目標達成に至っていないが、紙媒体での情報提供については、関係機関等の協力もあり増加している。また、食中毒予防啓発キャンペーンについても、コロナ禍による影響で令和2年度及び3年度は一部事業を縮小しての実施となったため、計画どおりに取組は進んでいないが、その他の啓発事業については、概ね計画どおり取組ができています。引き続き、メールマガジンの登録者の増加に向けた周知啓発を行うとともに、メールマガジンやSNS等を活用して、食の安全安心に関するタイムリーな情報を府民に提供するなど、情報発信方法の検討や内容の充実を図っていく。					

基本施策	(3) 学べる機会の提供					
施策のポイント	府民が食の安全安心の確保に関する知識が得られる学習機会を提供する。また、食育を推進することで、食の安全安心に関する意識を高める。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	⑳食品衛生講習会等の実施	府民を対象とした食品衛生講習会や出前授業、手洗い教室などの食品衛生及び食品表示に関する知識の普及啓発を実施。			C	数値目標：未達成
	㉑消費者団体等の活動内容の発表	消費者フェアにおいて、消費者団体が日常行っている活動内容の成果を発表する場を提供。			A	
	㉒学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施	学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るために、事故報告書及びヒヤリハット報告書の提出を求め、事故防止対策について適宜指導を行うとともに学期毎に事故及びヒヤリハット事例の共有を実施。			B	
	㉓第3次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進	健康的な食生活の実践のためのV.O.S.メニューの推進等、食の生産・流通に関する学べる機会の提供、学校や保育所等での食育推進のための栄養教諭等の資質向上、食育ボランティア等への活動支援を実施。			B	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	⑳食品衛生講習会等の実施	3,614名	531名/4,000名	未達成※	4,000名	※コロナ禍前から講習会等の要望の減少により実績は低下(R1実績:2,226名)しており、コロナ禍でさらに実績が低下
施策の取組評価 今後の方向性	<p>食品衛生講習会等として、行政と事業者が連携して実施する府民向けの体験学習会や、市町村や地域の自治会、学校、各種団体などからの要望に応じて、食中毒予防や手洗いなどに関する講習会を実施しているが、コロナ禍前から講習会の要望の減少により実績は低下しており、コロナ禍でさらに実績が低下し、計画当初の実績を下回る結果となっている。</p> <p>一方、その他の事業においても、コロナ禍の影響で一時的に実施を見合わせた場合もあったが、ITを活用した実施方法の見直しなどにより、概ね計画どおり取組ができています。引き続き、様々な情報ツールを活用しながら学習機会の提供や食育の推進による食の安全安心の意識向上を図る。</p>					

基本施策	(1) 生産段階における支援					
施策のポイント	農畜水産物の安全を確保するため、生産段階での自主的な衛生管理や生産加工技術に関する指導や助言を行う。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	④①農薬安全使用講習会の実施	農業者への農薬適正使用のための講習会を年に1回開催。			C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で開催できず、HPへの資料掲載・自己学習で対応 コロナ禍前は計画どおり実施
	④②大阪府農薬管理指導士の育成・研修の開催	農薬管理指導士養成研修および更新研修を実施し、大阪府農薬管理指導士を育成。			A	
	④③農産物の安全安心を守る研究と技術的支援	赤色LEDや天敵（カブリダニ類など）を活用した害虫防除法の確立や海外からの侵入害虫であるクビアカツヤカミキリについてネット等の物理的防除を用いた防除方法を確立。			A	
	④④畜産の安全対策の普及	畜産農家を対象に家畜保健衛生所情報を発出。畜産農家及び関係団体等を対象に畜種別に家畜の管理、疾病予防について講習会を実施。			A	
	④⑤養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施	養殖場等に対し、魚病講習会や水産用医薬品適正使用講習会を開催。			A	
	④⑥大阪エコ農産物認証制度の推進	市町村・J A等と連携して府が認証。栽培技術指導、大阪エコ農産物のPRにも取り組んだ。			C	数値目標：未達成
	◎環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催	研究会やセミナー、シンポジウムを開催し、研究成果の公表や情報提供を実施。			B	
	◎農林水産業、畜産業、食品産業等に係る技術相談等の対応	農林水産業に関する技術的な相談に対し、来所のほか、電話、インターネット、電子メールなどによる相談にも応えるとともに、現地指導も実施することにより、事業者への情報提供に取り組んだ。			A	
	◎食品関連実験室の活用	食品事業者などが試作・分析を行うための食品関連実験室共同利用制度や栄養成分の簡易測定など、制度活用及び試験機器・施設の提供を行った。			B	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	④②農薬管理指導士の育成（農薬管理指導士認定者数）	1,091名	1,240名/ 1,000名以上	達成	1,000名以上	
	④⑥大阪エコ農産物認証制度の推進（認証面積）	556ha	523ha	未達成※	576ha	※H30年の台風被害の影響により、一時、R1年度には、517haまで減少
施策の取組評価 今後の方向性	大阪エコ農産物認証制度の推進では、認証面積の拡大を目標指標として掲げているが、平成30年9月に発生した台風21号の記録的な強風により、ビニールハウス等農業用施設などで甚大な被害が発生した影響で計画当初より減少後、農家や農地の減少の影響もあり横ばいの状況。 一方、各取組事業により、農薬や動物用医薬品の適正使用、農畜水産における病害虫の防除や疾病予防など、生産段階での管理に関する技術的な助言や指導に概ね計画どおりに取り組んでいる。 引き続き、農畜水産物の安全を確保するため、生産段階の支援につながる事業の実施に努める。					

基本施策	(2) 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進【重点施策】					
施策のポイント	食品関連事業者による自主的な一般衛生管理に関する取組支援に加え、 HACCP 導入を目指す事業者に対して積極的に助言や指導を行う。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容	自己評価 (※)	備考		
	④⑦ HACCP の導入支援	平成 30 年に食品衛生法の一部が改正された後、「 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」について、事業者団体が作成した手引書の内容に沿った講習会を開催。令和元年度には許可件数の多い飲食店営業のほか、菓子やパン類、惣菜製造業等の業種別講習会を府内中核市と共催により実施。令和2年度から新型コロナにより集合型の講習会等の実施が困難となり、個別相談会に切り替えた。令和3年度はダスキンとの包括連携協定による共催の HACCP web セミナーを実施。	C	数値目標：未達成 (コロナ禍前は目標達成)		
	④⑧食品衛生に関する知識習得の支援	食中毒予防啓発テキストや病原物質別の啓発リーフレットを作成し、関係事業者への配付やホームページ、メールマガジン等により普及啓発を実施。また、テイクアウトやデリバリーを始める事業者向けのリーフレットの作成など、流通形態の変化に応じた衛生知識の普及啓発に努めた。また、事業者向けの食品衛生講習会等を実施した。	B			
	④⑨大阪版食の安全安心認証制度の推進	認証を取得した施設をメールマガジンやホームページを活用して広く公表するなど、制度の普及に努めた。ツイッターなどにより、事業者だけでなく府民に対しても制度や認証マークの周知を図った。	A	数値目標：達成		
	④⑩食品衛生指導員制度への支援	(公社)大阪食品衛生協会が実施する食品衛生指導員講習会に府内保健所設置市と連携して講師を派遣。	A			
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	④⑦ HACCP セミナー等の開催 (参加者数)	660名	2,700名/3,300名	未達成	3,500名※	コロナ禍前は目標達成 (R1年度:2,100名/2,000名) ※コロナ禍を踏まえ、R4年度の目標を修正
	④⑨大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	195施設	537施設/400施設	達成	600施設※	※当初目標を達成したため、 R4年度目標を修正
施策の取組評価 今後の方向性	<p>コロナ禍によるHACCPセミナーの規模縮小や衛生知識普及の機会減少により、目標達成に至らなかった取組もあったが、インターネット動画配信によるHACCPセミナーの実施など、事業の実施方法を見直しを行うとともに、状況に応じた啓発を実施することにより、事業者等に対して積極的な助言や指導に努めた。</p> <p>一方、大阪版食の安全安心認証制度の推進では、HACCPに沿った衛生管理の制度化により、認証制度の需要も増え、認証施設が当初目標を大きく上回り増加傾向となった。</p> <p>引き続き、監視指導やセミナー開催等により事業者の理解を深めるとともに、食品衛生講習会の実施及び講師派遣並びに大阪版食の安全安心認証制度の推進により、事業者の食の安全安心の取組促進を図る。</p>					

基本施策	(3) 顕彰の実施					
施策のポイント	府は、食品関連事業者や府民が行う食の安全安心に関する自主的な取組を推進するため、顕彰等を行う。					
関連事業の 主な取組及び 自己評価	事業名	主な取組内容			自己評価 (※)	備考
	(51)大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰	食の安全安心の確保に関し特に優れた取組をした者を広く顕彰する「大阪府食の安全安心顕彰制度」に基づく顕彰を実施。			C	令和2年度及び3年度はコロナ禍で顕彰事業は見合わせ コロナ禍前は計画どおり実施
	(52)食品衛生関係優良施設等の表彰	食品衛生意識が高く衛生管理が優良な施設及び功労者への知事表彰を実施。			A	
(※) 自己評価区分 A：計画どおり取組ができています。 B：概ね計画どおり取組ができています。 C：計画どおり取組が進んでいない。 N：事業見直し等による評価不可						
関連事業の 数値目標	目標指標	基準値 (H28年度)	実績/目標 (R3年度)	達成状況 (R3年度)	最終目標 (R4年度)	備考
	なし					
施策の取組評価 今後の方向性	食品衛生や食の安全安心に寄与する取組を行う者や施設に対して顕彰・表彰により称えることで取組促進を図った。 引き続き、顕彰・表彰制度により、食品衛生や食の安全安心の取組の活性化を図る。					